

福祉有償運送事業更新登録申請要件確認表

特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会 (令和元年9月13日提出現在)

項目	確認内容	確認書類	様式	資料	審査	特記事項 その他
1.更新申請 に関する事	更新申請書	自家用有償旅客運送更新申請書	国・様式第2-2号	資料2-1	<input type="checkbox"/>	
	現在事業登録がされていること	自家用有償旅客運送者登録証	写し	資料2-1	<input type="checkbox"/>	
2.運行主体 に関する事	特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会	事業者の定款等	任意様式	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	写し提出
		登録事項証明書	写し	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	原本提出
	道路運送法第79条の4の条件に 非該当であること	役員名簿	任意様式	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	8名
		宣誓書	国・様式第3号	資料2-2	<input type="checkbox"/>	
3.車両に関する事	使用する車両が確保できている こと 車両台数 計4台 ・車いす自動車4台	自動車の提供と使用に関する契約書	協議会・参考様式	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	全車法人名義
		自動車検査証	写し	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	・キャラバン(車いす)× 2台 ・パネット(車いす) ・ハイエース(車いす)
	損害賠償措置(任意保険の加入の 有無)が整っていること	車両の任意保険証	写し	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	全車同保険内容
		保険証の写しがない場合、保険に加入 する計画があることを証する宣誓書	国・様式第7号	不要	<input type="checkbox"/>	・対人：無制限 ・対物：無制限 (人身傷害保険あり)
4.運行体制 に関する事	運転資格の有無	運転者等就任承諾書兼就任予定運転 者名簿	国・様式第4号	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	14名
		運転者全員の運転免許書	両面写し	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	全員分有
		運転者講習会修了を証する書類	写し	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	全員受講済
	運行管理体制が整っていること	運行管理の責任者就任承諾書	国・様式第5号	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	1名 本人承諾有
		運行管理体制等を記載した書類	国・様式第6号	資料2-3	<input type="checkbox"/>	
		安全運転管理者の要件を備える者	任意様式	不要	<input type="checkbox"/>	5台以上の車両を有する 場合
		整備管理の責任者就任状況	国・様式第6号	資料2-3	<input type="checkbox"/>	
	運行管理マニュアル(作成は任意)	協議会・参考様式	資料2-3	<input type="checkbox"/>		
5.運送対象(利用者) に関する事	運送の発着地のどちらかが市内 かつ市内在住で会員登録されて いる移動制約者であること 会員44名	旅客の名簿	国・参考様式第1号	事務局確認	<input checked="" type="checkbox"/>	天ヶ瀬苑利用者
		身体状況等、態様ごとの会員数	国・参考様式第0号	資料2-4	<input type="checkbox"/>	
6.運送の対価 に関する事	実費の範囲内であり、営利を目的 としない妥当な運賃	運行料金表 (タクシー料金との比較・事務局作成)	任意様式	資料2-5	<input type="checkbox"/>	
7.事故の有無	登録期間中に起きた事故	事故の記録	国・参考様式第8号	資料2-6	<input type="checkbox"/>	事故なし
8.苦情の有無	登録期間中に寄せられた苦情	苦情処理簿	国・参考様式第10号	資料2-7	<input type="checkbox"/>	苦情なし

1.更新申請に関すること

令和元年9月13日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

特定非営利活動法人
名 称 京都運転ボランティア友の会
住 所 京都市南区上鳥羽奈須野町37
代表者の氏名 石原 宏武



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名 特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会
〒601-8146 京都市南区上鳥羽奈須野町37
代表理事 石原 宏武

2. 登録番号

近京福 第10号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)
福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
宇治市全域	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会	京都市南区上鳥羽奈須野町37

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	4 ()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	4 ()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

近京福第10号

2. 登録の有効期間

平成32年4月26日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

名 称: 特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会
住 所: 京都市南区上鳥羽奈須野町37番地
代表者: 理事長 石原 宏武

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

宇治市、京都市

平成29年6月1日

近畿運輸局京都運輸支局長 西川 孝秀

2.運行主体に関すること

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和元年 9 月 13 日

名 称	特定非営利活動法人
住 所	京都運輸ボランティア友の会
代表者の氏名	京都市南区上鳥羽奈須野町3-7
	石原 宏武



4. 運行体制に関すること

登録番号	近京福第10号
運送主体(申請者)	京都運転ボランティア友の会

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	※1 資格の種類
1	石原 宏武	京都市南区上鳥羽北島田町 36	
2			

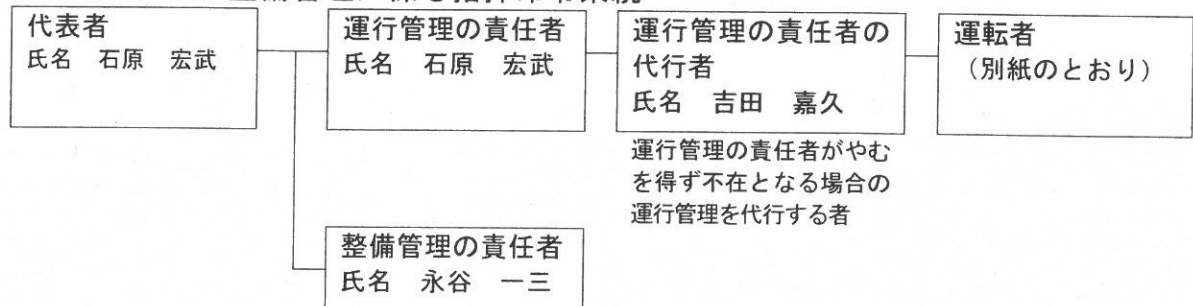
※ 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類を添付すること。

※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

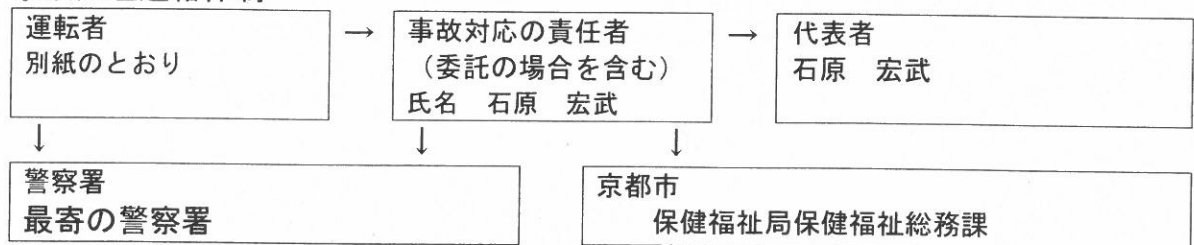
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	永谷モーター株式会社 永谷 一三	京都市南区上鳥羽奈須野町 34

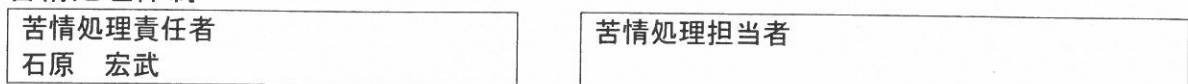
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



運行管理マニュアル

【目的】

このマニュアルは、特定非営利活動法人京都運転ボランティア友の会が実施する福祉有償運送の運行管理に関する基本的な事項を定め、安全運行の確立を図ることを目的とする。

【組織】

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理の責任者及び整備管理の責任者を定める。

運行管理の責任者 石原宏武

整備管理の責任者 永谷モーター株式会社 永谷一三

【運転者】

運転者は、以下の点を考慮して十分な能力および経験を有すると認められる福祉車両による移送場合については以下の要件を満たす者とする。

- ・運転歴 3年以上
- ・満年齢 26歳以下
- ・福祉車両による移送

普通二種免許を有することを原則とする。

ただし、普通二種免許を有していない場合には、当該地域における交通の状況等及び次に掲げる事項を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを要するものとする。具体的には、次の①の条件を満たしたうえで、②又は③の条件を満たすことを要件とする。

- ① 申請日前3年以上運転免許停止処分を受けていない者
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了している者
- ③ ②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者（具体的には、社団法人全国乗用自動車協会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者）

【運行管理業務】

（1）点呼

運行管理の責任者は、運転者に対して、乗務の開始前に原則対面で点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与える。

また、その内容を運転者ごとに記録し、1年間保存する。

（2）乗務記録

運転者は、乗務終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理者の責任者に報告する。

<記載事項>

- ・日時
- ・運転者の氏名
- ・自動車登録番号
- ・利用者の氏名
- ・発地及び着地、主な経過地点
- ・運送に要した時間及び運行距離
- ・収受した対価

・事故、著しい遅延、その他異常な状態が発生した場合の概要及び原因
運行管理の責任者は、その記録を1年間保存する。

(3) 研修および指導監督

運行管理の責任者は、事故を起こした運転手には適性診断を受けさせるなど安全運転に関する意識の徹底を図るとともに、整備管理の責任者と協力をして、輸送の安全と利用者の利便確保のために必要な措置を講じ、また必要な指導監督を行うなど誠実にその任務を遂行するよう努める。

【整備管理業務】

(1) 日常点検

整備管理の責任者は、自動車の安全運行を確保するため、乗務の開始前に日常点検を実施する。やむを得ない場合には、乗務する運転者自らが責任を持って実施する。また、清掃、消毒等により車両の清潔さを保持する。

(2) 定期点検整備

整備管理の責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るため、6ヶ月ごとに定期点検整備を行う。

(3) 点検整備の記録および保管管理

点検整備の実施結果は、適切に管理保存する。

【事故に関する対応】

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

運転者は、運送中に万一事故が発生した場合には、次のとおり対応することとする。

- ①事故の続発を防ぐための処置を講じる。
- ②死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じる。
- ③警察署に報告し、指示を受ける。
- ④運行管理の責任者に緊急連絡をして指示を受ける。

運行管理の責任者は、上記の対応事項について、日頃から運転者に周知徹底を図るよう努めるとともに、必要に応じ、緊急救命措置の研修等を行う。

(2) 事故発生時の対応

運行管理の責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり対応することとする。

- ①直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示する。
- ②軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査する。
- ③できる限り目撃者、相手方の意見を聴取する。
- ④把握した事故の状況等を記録し、3年間保存する。

<記録事項>

- ・発生日時、場所
- ・運転者の氏名
- ・自動車の登録番号
- ・事故の当事者（運転者を除く）の氏名、連絡先等
- ・事故の概要（損害の程度等）
- ・原因
- ・再発防止策

- ⑤宇治市に報告し、必要な指示を受ける。

【苦情に関する対応】

運行管理の責任者は、利用者等からの苦情を受けたときは、遅滞無く、内容を調査し、改善に

向けた対応を図るとともに、その結果を利用者に弁明する。

また、対応者等を明らかにした記録を作成し、3年間保存する。

<記録事項>

- ・ 苦情の内容
- ・ 原因究明の結果
- ・ 弁明の内容
- ・ 改善措置

5. 運送対象に関すること

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人京都運転ボランティア友の会

身体障害者	人 数	その他の障害を有する者	人 数	
6 級		知 的 障 害 者		
5 級	1		軽 度	
4 級	1		中 度	
3 級			重 度	
2 級	4			
1 級	38			
合計	44	精 神 障 害 者	人 数	
要支援認定者	人 数	精 神 障 害 者	3 級	
要 支 援 1			2 級	
要 支 援 2			1 級	
合計			診 断 書	
要介護認定者	人 数	そ の 他	人 数	
要 介 護 1		そ の 他	広汎性発達障害	
要 介 護 2			肢体不自由	
要 介 護 3			内部障害	
要 介 護 4			そ の 他	
要 介 護 5				
合 計		合 計		
総合計			44	

6. 運送の対価に関すること

令和2年5月以降改訂

利用者負担金

1 <基本料>

半日 約4時間 1,100円 1日 約8時間 2,200円

<走行距離負担金>

走行距離 1km 当たり 95円 (従来 85円)

<適用方法>

基本料+走行距離負担金

起点 出庫時 終点 降車時

2 <時間制負担金>

1時間 1,600円 (1時間単位) (従来 1,500円)

3 <介助料金>

無料

京都市域地区 運賃・料金（自動認可運賃）

1. 特定大型車（9人以上）

	初乗運賃(1.2km)	加算運賃	時間距離併用制
上限運賃	500 円	177m毎に 80 円加算	1 分 05 秒毎に 80 円加算
下限運賃	490 円	181m毎に 80 円加算	1 分 10 秒毎に 80 円加算

2. 大型車（排気量 2ℓ（ハイブリッド自動車は 2.5ℓ）を超えるものであって乗車定員が 8 人以下）

	初乗運賃(1.2km)	加算運賃	時間距離併用制
上限運賃	480 円	197m毎に 80 円加算	1 分 15 秒毎に 80 円加算
下限運賃	470 円	201m毎に 80 円加算	1 分 15 秒毎に 80 円加算

3. 小型車（上記 1,2 以外で乗車定員が 8 名以下及び軽自動車）

	初乗運賃(1.2km)	加算運賃	時間距離併用制
上限運賃	460 円	252m毎に 80 円加算	1 分 35 秒毎に 80 円加算
下限運賃	450 円	258m毎に 80 円加算	1 分 35 秒毎に 80 円加算

7.事故の有無

作成年月日	令和元年 月 日
-------	----------

事故の記録

事務所名	京都運転ボランティア友の会
------	---------------

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

無し

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

事故の原因

再発防止対策

8. 苦情の有無

苦 情 処 理 簿

事務所名	京都運転ボランティア友の会
受 付 者	石原 宏武

申告者	申告者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
無し		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：